

長岡市談合情報対応事務処理要領の制定について

1 制定の趣旨

市発注工事等に関する談合情報の提供に対し、発注者として迅速な対応を図り、公正な契約を確保するため、具体的な事務処理手続きを定める。

このため、

- (1) 談合情報問題を処理する機関を「長岡市建設工事入札参加資格等審査委員会」とし、委員長の総括のもとに対応する。
- (2) 匿名の場合が多く、事例ごとに内容の異なる談合情報について「事務処理要領」を基本に「事務処理マニュアル」を定め、迅速に対応する。

2 事務処理要領の骨子

- (1) 談合情報への対応に関する事務を「長岡市建設工事入札参加資格等審査委員会」の職務とする。

ア 調査を行うべき情報かどうか及び調査方法等の決定

イ 調査の実施（委員長を含む複数の委員で事情聴取）

ウ 調査結果の審議

エ 公正取引委員会へ通報すべきかどうかの審議

- (2) 談合情報報告書の作成

談合情報の提供があったときは、内容を整理、確認し速やかに入札参加資格等審査委員会の委員長へ報告する。

- (3) 調査を行う談合情報

談合に参加した当事者以外に知ることができない事実かどうかの一応の判断基準を定める。

- (4) 調査の方法（事情聴取等）

ア 委員長を含む複数の委員で個別に事情聴取を実施

イ 事情聴取書その他必要書類の提出を求める。

ウ 談合の事実が確認できなかった場合、誓約書の提出を求める。

- (5) その他の規定

ア 入札の延期、中止、無効

イ 公正取引委員会への通報